


さん

燦

事務所報
SUN 第27号
2022年7月発行

 OIKE LAW OFFICE

弁護士	野々山 宏	弁護士	坂田 均
弁護士	永井 弘二	弁護士	長野 浩三
弁護士	草地 邦晴	弁護士	小原 路絵
弁護士	茶木真理子	弁護士	上里美登利
弁護士	住田 浩史	弁護士	谷山 智光
弁護士	北村 幸裕	弁護士	増田 朋記
弁護士	志部淳之介	弁護士	若竹 宏諭
弁護士	三角真理子	相談役弁護士	長谷川 彰
客員弁護士	二本松利忠		事務局一同



暑中お見舞い
申し上げます



今年も燦をお届けします。

燦の表紙は、例年、当事務所が南側に位置する御池通を通る祇園祭の山鉦巡行の写真を使わせていただいております。2020年、2021年は、新型コロナウイルスの影響で山鉦巡行は中止となりましたが、2022年は実施予定とのことで、少し日常が戻ってきた感があります。

もっとも、世界では、2月に始まったウクライナにおける戦闘によって多くの犠牲者が出ており、この困難な時代に、改めて、

大切なことは何かを考えさせられる機会となっているのではないのでしょうか。

さて、当事務所は、17名の弁護士と18名の事務局が所属し、分野ごとに協同するなどしながら、質の高いリーガルサービスを提供することを常に目標としております。引き続きどうぞ宜しくお願い致します。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012
URL <https://www.oike-law.gr.jp/>

2022/7
No.27

常勝軍団への道 序章

相談役弁護士 長谷川 彰



私は、大のマリーンズファンで、本誌2010年号、2018年号をはじめ、京都弁護士会文芸誌「奔馬」などにも何度も書いてきたので、「またか」と思われても仕方ないが、今年は、千葉移転30年という節目の年であり、球団が、「2025年に常勝軍団になる」というビジョンを打ち出したので、黙っていられなくなった。

私がファンになった理由の一つは、1950年、60年、70年と10年ごとにリーグ優勝し、応援していれば10年ごとに優勝の喜びを分かち合えるチームだったからだが、70年を最後に勝率1位での優勝とは縁がなくなってしまう。74年は後期優勝し、プレーオフで、前期優勝の阪急ブレーブスを破ってのリーグ優勝であった。その後は、前期のみ優勝、後期のみ優勝はあったが、リーグ優勝は果たせないまま、3度の三冠王に輝いた落合博満を86年オフに放出するなど、疑問が残るフロント政策もあって、86年から94年まで9年間Bクラスに低迷。この時期は、GWが終わると、プロ野球シーズンは終了していた。

95年にボビー・バレンタインが監督に就任し、2位に躍進したものの、オフにGMの広岡と対立し、退団。再び毎年Bクラスという低迷期に入り、98年には、プロ野球ワーストの18連敗を喫してしまう。

ところが、04年にボビーが監督に復帰し、翌年には、プレーオフでのリーグ優勝、日本シリーズ制覇となる。そして、10年はレギュラーシーズン3位からの下克上で日本一となるが、11年からは、リーグ優勝からも遠ざかって今に至る。

しかし、今のフロントは、落合を放出したり、ボビーを解任したかつてのフロントとは大違い。ドラフトで、着々と有望選手を獲得し、チームの弱点部分を研究して他球団からの補強を躊躇なく行うなど、チーム力強化を続けてきている。そして、ついに、冒頭の中長期ビジョンを打ち出したのである。

さて、25年の戦力がどうなっているか、私なりに分析し、楽観的に予測する(以下、カッコ内は25年シーズンの満年齢)。

まず、先発投手。先日プロ野球界28年ぶりとなる完全試合を達成した佐々木朗希(24)が中心になることに異論はなからう。彼は、24年に球速170キロをマークすることと沢村賞を獲ることを目標にしている。朗希に、種市篤暉(27)、小島和哉(29)を加えた3本柱は、70年の木

樽、成田、小山、05年の清水、渡辺、小林(宏)に勝るとも劣らない。これに、二木康太(30)、河村説人(28)、中森俊介(23)、森遼太郎(26)、本前郁也(28)、佐藤奨真(27)、鈴木昭汰(27)で形成する先発ローテーションは、多少の連戦でも余裕を持って対応できる。一方、今シーズン活躍している石川歩(37)や美馬学(39)らは、25年にはピークを過ぎてしまっているとみる。西野勇士(34)は、ぎりぎりか。

次に、中継投手陣。ここは微妙で、佐々木千隼ですら、31歳になる。唐川侑己は36歳、東條大樹も34歳でちょっと厳しいか。そう考えると、千隼がセットアッパーを務め、7回を岩下大輝(29)に任せるのが良いと思う。先発投手陣は豊富だし、岩下の速球とフォークは、1イニング抑えるのに向いている。もっとも、救援投手に3連投以上はさせないという方針を貫くべきで、右腕の小野郁(29)、東妻勇輔(29)、廣畑敦也(28)、八木彬(28)、横山陸人(24)に、成田翔(27)、中村稔弥(29)の両左腕の奮起が欠かせない。また、新戦力の補強も必要だろう。

抑え投手は、強い球、制球力、三振をとれる決め球、度胸の良さを求められるポジションだ。今年育成から支配下登録されたばかりではあるが、小沼健太(27)はこの条件を満たすと考える。

問題は、打撃陣だ。3年後の助っ人外国人については、今は全く計算できないので、日本人選手で構想する。

正捕手は松川虎生(22)。そのキャッチングのうまさは、名捕手達川光男が絶賛。里崎智也の最少捕逸記録(1003試合出場で、19個)を塗り替えるのも夢ではない。外野は、高部瑛斗(28)、藤原恭大(25)、和田康士朗(26)、の俊足トリオに長打力のある西川僚祐(23)が割って入るか。ファーストは、山口航輝(25)、ショートは平沢大河(28)、サードは安田尚憲(26)。この3人にクリンナップを任せられるだけの成長がないと常勝軍団にはなれない。問題は、セカンドだ。中村奨吾が33歳になる。まだいけるとは思う。一方で、池田来翔(26)が奨吾をしのぐ存在になれば、さらに強力だ。

3年の間に、さらなる成長があり、補強がある。常勝軍団への道を迷いなく突き進み、今年「頂点を、つかむ。」そして、来年も、再来年も優勝し続け、2025年には常勝軍団となってもらいたいものだ。ああ、ちむどんどんしてきた。

インタビュー
シリーズ
第10弾

新相談役・長谷川弁護士に聞く!

長谷川弁護士は事件受任から離れましたが、当事務所の相談役として引き続き活動していきます。相談役就任にあたり、これまでの活動と今後の抱負についてインタビューしました。

●年表

- 昭和58年4月 大阪弁護士会登録・中嶋邦明法律事務所入所
- 昭和62年4月 京都弁護士会へ登録替え・野々山弁護士と河原町法律事務所設立
- 平成7年7月 井上・坂田法律事務所と合併し、御池総合法律事務所設立

——昭和58年に弁護士登録されて、今年で満39年目になりますが、特に印象深い事件は何ですか

長谷川 弁護士登録3年目の昭和60年に破産宣告を受けた豊田商事事件ですね。特に、昭和63年に提訴した国賠訴訟では、経済企画庁の責任追及班に属し、消費者保護事件に深く関わるといふ方向性の契機となりました。

御池総合法律事務所設立後では、新京都信販倒産事件です。事務所を挙げて取り組んだ大型倒産事件であり、個人的には、テレビニュースでリュックを背負った私の姿が映ったのがついこの前のことのように思い出されます。

——ご自身の弁護士生活を振り返った感想を聞かせてください

長谷川 消費者被害事件の解消のために、個別事案での被害救済のほかに、京都弁護士会消費者保護委員会委員長や京都府消費生活審議会委員などの職にも就かせていただき、立法活動などに取り組んできました。これまで、数々の立法措置や条例制定などがなされ、行政の対応も進んだと思いますが、被害撲滅には至っていないのは残念です。



もう一方で、司法改革、特に法曹一元実現のために、活動してきました。現時点で法曹一元制度の実現のめどはたっていませんが、司法制

最近、長谷川弁護士は、お孫さんの話とロッテの佐々木朗希投手の話をするときは、その細かい目がますます細くなる。弁護士業務を引退した後の楽しみとのことである。長谷川弁護士と私は司法研修所35期同期、同じ京都修習である。修習中に「独立するとき是一緒にやろう」と約束し、2人で「河原町法律事務所」を開業した。以来、30数年間ともに歩んできた。信頼関係は強く、合併するまでは収支は完全に2分の1としていた。引退は少々早い気がするが、人生の過ごし方、楽しみ方は色々だ。お互い、もうひと花、ふた花咲かせていこう。(野々山 宏)



度改革審議会意見書が出されて以降、調停官制度(非常勤裁判官制度)や判事補・検事の弁護士経験制度、弁護士任官制度などの改革がなされたことは一定の成果だと思います。当事務所からも福市航介弁護士が、家事調停官を務めました(写真1)。

また、事務所開設後しばらくの間、毎年1泊2日の事務所旅行に行ったのは、楽しい思い出です。写真2は、事務所旅行に行った際、井上・坂田法律事務所と河原町法律事務所の原始メンバー4人が顔を揃えた貴重な写真です。



そして、還暦を迎えた平成26年に、事務所内で特にゆかりの深い弁護士・事務員の皆さんに祝っていただいたのは大変うれしかったです(写真3)。

——相談役就任にあたっての抱負を聞かせてください

長谷川 直接紛争事案を受任することはなくなりましたが、事務所の後輩弁護士に、多面的な視点から事案を検討する際に、これまでの経験を活かして、たとえば、「こんな見方もできるのでは」といったアドバイスができるといいなあとと思っています。

また、事件処理対応がなくなったので、これまで以上に弁護士会の委員会活動に積極的に関与していきたいと思っています。

長谷川先生、長い間ありがとうございました。そして、お疲れ様でした。思えば私が弁護士になり、最初に河原町法律事務所に入所させていただいてから30年余りが経過しました。時の流れの速さに驚くと共に、そういう時代になったのだと改めて感慨ひとしおです。この間、陰に陽に大変お世話になりました。とはいえ、弁護士を引退するのではなく、事務所の相談役として残っていただけますので、今後とも事務所に大きな力をお貸しいただけると幸いです。よろしく願いいたします。(永井 弘二)

マティスのオダリスク

弁護士 坂田 均



1 アンリ・マティスは1869年に生まれ、2つの世界大戦を経験し、1954年に亡くなっている。フォービズム(野獣派)の一員として知られている。下の絵は「赤いキュロットのオダリスク」(オランジュリー美術館所蔵)で1924-25年にかけて描かれたものである。第一次世界大戦後の喪失感から立ち上がろうとしていた頃の作品で、アーネスト・ヘミングウェイが「日はまた昇る」を発表した時期(1926年)と重なる。



「赤いキュロットのオダリスク」
(オランジュリー美術館所蔵)

2 オダリスクは多くの画家によって描かれている。その中でもドミニク・アングル「グランド・オダリスク」は、理想の女性美を完璧に描いたことで有名である。マティスのオダリスクは、理想の女性美を描いたものではない。その特徴をいくつか拾い上げてみると、まず、赤いキュロットを身に着けた横たわる女性の背景には大柄の花が壁一面に描かれている。この絵には遠近法が使われていないので、それが壁紙なのか屏風なのかは判別がつかない。また、女性の顔や身体は粗いタッチで描かれておりその細部は省略されている。明暗のコントラストもつけられていない。また、キュロットの赤と壁の緑、橙色の花と青い壁は相互に補色関係にあり、落ち着きの悪さが印象的であるが、独特のコントラストを作り出している。

3 マティスの絵画表現の本質を知るためには、彼の著作である「画家のノート」(ドミニク・フルカド編「マティス 画家のノート」二見史郎訳(みすず書房)40頁)が参考になる。その中で、マティスは、印象派を冷静に分析している。すなわち、「彼らはうつろいやすい印象を描き表している。」そして、モネやシスレーについては、「それぞれお互いに近い繊細な感覚を持っている。それで彼らの絵はみんな似かよったものとなる。」と評した。

マティス自身は、そのようなうつろいやすい印象を描くのではなく、「絵を生み出すあの感覚の凝縮状態に達

したい。」という表現を使って創作時の感覚を示している。それはどういうことかという、一度仕上げた作品であっても「自分の心の表現であることがのちのちまで見て感じ取れるように、この絵に手を加える」ということである。色彩に関しても、「私が描き留めようとしたのは一瞬の消えやすい感覚であり、それは私の気持ちを十分にはっきり示してくれるものではない。」そこで、「私はもとの色調に代えて、もっと密度の高い色調をもってくる。」と心の動きを説明している。マティスが大事にしたのはこのような「感覚の凝縮状態」や「心の表現」というものだった。

4 美術批評家リオネロ・ヴェントゥーリは、マティスやピカソの表現について「フォーブもキュビストも、自然の外観から生じる感動には信頼を寄せることを拒絶し、印象派の感覚主義を超越し、いっそう深くいっそう真実なレアリテとの接触を欲する旨を宣言したのだった。」と評している(リオネロ・ヴェントゥーリ「美術批評史」辻茂訳(みすず書房)289頁)。

印象派の画家たちは、光と色を使って二次元的表現手段である絵画にふさわしい表現手法を模索したのに対して、マティスは、新古典派や印象派まで続いた写実主義と決別し、さらに、伝統的な表現方法も破壊した。それを可能にしたのは、彼の才能によるところが大きかったであろうが、おそらく第一次世界大戦後という時代背景が影響したと思う。彼もヘミングウェイと同じくロス・ジェネレーション世代の一人であったのである。

5 マティスが新古典派や印象派の写実主義を否定できたのは、美術学校の師匠ギュスターヴ・モローの存在が大きい。あるとき彼はマティスに、「そこまで絵を単純化してはいけない。そこまでやってしまうのは、もう絵ではなくなってしまう。」と言ったが、すぐ戻ってきて、「いまは聞き逃してくれ。貴方がやっていることは私が言うこと全部より重要だ。私は先生に過ぎない。」(前掲「マティス 画家のノート」96頁)と述べたということである。この逸話は、厳格なモローの絵からは想像もつかない寛容さを示すものであるが、時代を破壊し新しいものを作り上げるためにはこのような表現の擁護者が必要だったのだということである。あらためて深い感動を覚えるのである。

Z世代のコミュニケーション事情

弁護士 茶木 真理子



1 「Z世代」とは？

皆さんは、「Z世代」という言葉をご存じですか？最近、メディア等でもよく使われ、頻繁に耳にするようになったという印象ですが、1990年代中盤から2010年代序盤に生まれた世代のことを指し、アメリカの「ジェネレーションZ」という世代の呼称が由来とされています。彼らの世代は、生まれたときからインターネット環境が整備され、物心がつくころには既にSNSの存在が身近な「デジタルネイティブ」であるという特徴があります。

今年の3月にはNHKで「人間関係新時代？常時接続が当たり前のZ世代」というドキュメンタリー番組が放送されていました。番組では、「Z世代」が人間関係を構築する手段の一つとして、見知らぬ他人と長時間音声でつながることができるアプリが取り上げられていました。このアプリは、「一緒に勉強したい人」、「同じ趣味の話をしたい人」など無数のコミュニティが用意されており、自分の好きなところに参加して、グループで音声通話ができる、というもの。これを利用しているという若者は、相手の顔が見えず声だけだからこそ自分の本音が言える、学校ではなかなか出せない素の自分をここでは安心して出すことができる、と話していました。友人は学校等で作るもの、友人とは会って話すもの、といった固定観念のある私からすると、非常に驚くべき内容でした。

2 「Z世代」とスマホ

この「Z世代」の必須アイテムがスマートフォン(スマホ)。まさに「Z世代」の子どもがいる私も、中学生になると同時にスマホを与えましたし、周囲でも、小学校高学年にもなるとスマホを持っていない子の方が少数派のようでした。

スマホを使う子どもの様子を見てみると、コロナ禍で直接会うことが制限されたときに、無料の通話アプリを使って家にいながら数人の友人と会話をしていました。確かに便利ですし、「Z世代」の彼らからすると、スマホがあることが当たり前なので、これを使わずに友人関係を作ることは難しいのだろうと思います。また、SNSを使えば、一昔前までは考えられないような、例えば同じ趣味の人々と繋がることができるという点では、悪いことばかりではないと感じています。

しかし、先程ご紹介したアプリもそうですが、「Z世代」である彼らのインターネットやSNSに対する知識や情報量に、私自身が全く追いついていない感じがしません。子どものスマホには、携帯電話会社の提供するフィルタリングサービスを使って、色々と制限をかけてはいるもの

の、本当にこれで十分なのか、何か抜け道はないのかなど、子どもの成長とともに親の目が届きにくい状況下でのスマホ使用に不安を感じていました。

3 セミナーに参加して

そのような中、京都弁護士会男女共同参画推進部の企画で、「こどもたちの「情報社会を生きる力」を育むために～メディアとの上手なつきあい方」というセミナーが行われることを知り、私の日頃の不安が少しでも解消されることを期待して、参加することにしました。

このセミナーは、鳥取県情報モラルエドゥケーターであり、国際大学GLOCOM客員研究員でもある今度珠美さんという方をお招きして行われました。今度さんは、全国の小中高等学校で「情報モラル教育」の授業実践や、多数の教員研修・保護者講演をされているとのことでした。

まず、子どものネット依存について、お話がありました。ネット依存については、家庭環境が大きく関係しており、親の習慣が子どもの習慣になっている、傾聴・共感してもらえない環境がなく子どもに自己有用感がないことが依存を生む、といったお話は耳の痛いものでした。また、SNSと上手に付き合う方法として、初期設定を親子で必ず見直す、リンククリックは慎重に、通知機能を活用する、といった具体的な方法の紹介がありました。さらに、子どもの年齢に合わせたスマホの機能制限や時間設定の方法、安全なLINEの使用方法等についても紹介いただき、大変参考になりました。

今度さんのお話の中で最も印象に残ったのは、メディアと上手に付き合うためには、親が一方的にルールを押しつけるのではなく、子どもと対話をしながら、子ども自身の自己管理能力を育てていくことが大切である、という点でした。

4 今後の課題

現在、小中学校では1人1台のタブレット配布が推進されていますが、親には、学校できちんとした情報モラル教育がなされているのか、ほとんど見えてきません。昨年には、学校から配布されたタブレットのチャット機能を使っていじめが行われていたという事件も起こっています。

上記のようなセミナーは、本来、タブレット配布の前に、学校等の場で保護者を対象に広く行われるべきであると感じました。そして、子ども達に対しては、専門家による継続的な情報モラル教育が不可欠であり、今後、教育の場で実践されていくことを期待したいと思います。

右手の指が動かなくなった！左足が痺れた！

弁護士 長野 浩三



登山やって、ボルダリングやって、沢登りして、トレイルランやって、フルマラソンやってと、50過ぎのおっさんにしてはまあまあ元気な方だと思っていた。

しかし、思わぬことは突然やってくる。2021年12月22日、起床すると右手の指が動かなくなっていた。前日まではどうもなかったと思うのだが、朝起きると右手の薬指と小指あたりが痺れて中指、薬指、小指が伸ばせない。握力も大分弱くなっているようだ(病院で測ると約30kgになっていた。左は50kgちょっと)。朝ご飯の際に箸を右手で持つもうまく使えない。仕事でパソコンをうつも、右手は親指と人差し指しか使えない。マウスも右手で使うのが困難で左手で使わざるを得ない。ボルダリングのやりすぎかな、それとも仕事でタイピングのやりすぎかな、などと考えつつ、翌23日整形外科に行き首と手のレントゲンをとった。医師曰く、「尺骨神経麻痺だと思うが、首(頸椎)もよくないので、そちらも影響しているかもしれない。」とのことで、湿布と神経の機能を保つとされるビタミンB12を1ヶ月分処方されて経過観察することになった。尺骨神経麻痺についてネット上で検索すると2、3ヶ月の保存療法でよくなることもあるが、それでもだめなら手術療法となる、とある。

箸が右手で使えない、パソコンのタイピングとマウス操作が不都合、握力が弱っている、というのはとても困る事態だ。箸やマウスを左で使ったり、人差し指と親指だけでタイピングするのはうまくなったが。

約1ヶ月後、同じ整形外科に行くと、「長野さん、これはそのままでは治らないかもしれないので、第二日赤(京都第二赤十字病院)を紹介するのでそちらで診察を受けてください。」と言われた。

予約もとってくれたので、第二日赤に行くと、医師は、いろいろ触診等して「橈骨神経から分かれた後骨間神経麻痺ですね。感覚障害がないことと指の伸展ができないこと、下垂手(指が下に垂れていること)でわかります。」とのことだった。湿布とビタミンB12をまた1ヶ月分処方された。

また、首のMRIも取っておいた方がいいとのことで初めてMRIをとった。

その後の1ヶ月でだいぶ指は伸びるようになり、箸もマウスも使えるようになり、タイピングも中指、薬指、小指も使ってなんとかうてるようになってきた。

3月初めにまた受診すると、だいぶよくなっているのでもう少し様子を見ることになった。また、首は第5頸椎より下の領域がよくないことはわかっていた(以前からこの支配領域にしびれがあった)が、第3頸椎あたりもよくない状態だとのことであった。

一時はボルダリングは控え、ランニングだけになっていたが、徐々にボルダリングも再開していった。

このように右手がよくなりつつあった2022年3月28日朝起きると、今度は左腰に鈍痛く重い感じあり、起きるのが辛い状態だった。しばらく横になっており、徐々に立てるようになったが、今度は左太もも後ろから前面、膝の内側あたりにしびれやピリピリするような感覚が生じ、左足に脱力が生じた。明らかに腰椎の神経障害だった(仕事の交通事故訴訟で腰椎症状は度々出てくるので一応専門書も読んでいる)。腰痛持ちの山登り仲間LINEで対処等についてアドバイスを受け、何とか日常生活を送れるまでは回復してきた。今度の第二日赤の診察でこの腰椎症状についても診察を受けて、今度は腰椎のMRIをとってもらおうと思っている。

体が不自由になって初めて健康な状態のありがたさがわかる。趣味のランニングやボルダリングができないようになると、どうしても運動不足になり、酒も増え、それが仕事のパフォーマンスにも影響するようになる。

首も腰も腕も元気なままではないことが明らかになったので、今後はぼちぼちやれる範囲のことで満足していくしかないのかなあ、と50過ぎのおっさんらしい思考になりつつある。

酒はまだ30代並みには呑めると思うので、みなさん、こちらでは引き続きよろしく申し上げます。

当事務所の介護チームのご紹介

弁護士 小原 路絵



当事務所では、介護事業者の顧客の方に、よりよいリーガルサービスを提供すべく、当事務所所属弁護士の中で、介護事業者の方の相談や事件をよくお受けしている弁護士で介護チームを発足しました。

これまでも、介護事故の裁判例の検討、関係法令の検討、事案検討などを行ってきましたが、最近では、介護事業者の方向けに、セミナーも開催しています。過去3回のセミナーのテーマは以下の通りです。

- 1回目：2019年11月29日開催(当事務所のビル内会議室)
「パワーハラスメント対策
～働きやすい職場環境の構築～」
「介護サービス関連裁判例(介護事故その他)」
- 2回目：2021年11月17日開催(zoom)
「誤嚥事故を巡る裁判例の紹介と分析」
- 3回目：2022年5月18日開催(zoom)
「介護事業者における就業規則の基礎と活用」

介護事業者の方にとりましては、介護事故については避けて通れない問題ですので、近時の裁判例をご紹介することで、どのような場合に施設の責任が認められているかなど、裁判の実情を少しでもお伝えすることができたのではないかと思います。なお、近時の裁判例については、当事務所の事務所報である Oike Library48号・51号にも掲載しておりますので、ぜひご覧ください(<https://www.oike-law.gr.jp/publish/>)。

また、介護事業者の方の人手不足は深刻な問題であるところ、労務問題もよくご相談を受ける分野の一つです。事前に労務問題についてある程度法的知識をお持ちいただくことで、後の紛争を予防し、本業に支障を来すような事態が生じることを防ぐことができます。

過去3回のセミナーでは、いずれも15～30名程度の方に参加頂

き、介護チームからのテーマに関する解説の後、参加者の方を交えての質疑応答や意見交換を行わせて頂きました。現場の方々のご経験に基づくお話を色々とお聞きすることができ、弁護士側も大変勉強になりました。あいにく新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、直近2回はwebのみの開催となっており、対面での交流が図れていませんが、ご参加いただいた方にとりまして、オンラインではあっても、他の事業所で、同じ業務に従事する方の話をお聞きになる良い機会となったのではないかと思います。

今後も、セミナーについては、年2回の開催を予定しています。ご興味をお持ちの方はぜひ当事務所までお問合せください。

当事務所では、介護チーム以外にも、他の分野のチームも、それぞれの分野に特化した内容の勉強会を開催するなどして研鑽を積んでおりますので、またご紹介する機会を持ちたいと考えております。

携帯からは



御池総合法律事務所の介護チームの紹介

当事務所では、弁護士経験の長い者から若手まで、経歴や年齢も異なる複数の弁護士が所属し、各人が、様々な業務分野に精力的に取り組んでいます。それぞれの取扱分野の知識や経験を共有して、介護事業者の方によりよいリーガルサービスを提供すべく、当事務所所属の弁護士の中から、介護分野に積極的に取り組んでいる弁護士で介護チームを結成しております。

介護チームでは、日常的に介護事業者の方からの相談を受けし、最新裁判例を検討したり、事例検討を行うなどして精進を積んでいます。随時セミナーも開催しております。

御池総合法律事務所について

井上坂田法律事務所(1984年設立)と河原町法律事務所(1987年設立)が1995年に合併して「御池総合法律事務所」となり、現在に至る。

理念

1. 社会のフェアネスを実現すること
2. 専門性を高め事務所として総合的なサービスを提供すること
3. 常に時代を動かす気概をもち、普遍的であること

事務所へのアクセス

御池総合法律事務所
〒604-8186
京都市中京区烏丸御池東入 アライハクセキ記念ビル東館6階
TEL: 075-222-0011
FAX: 075-222-0012
<https://www.oike-law.gr.jp/>

御池総合法律事務所
介護事業者の皆様へ

<https://www.oike-law.gr.jp/wp-content/uploads/09c46918ffc79af697bdad555869019e.pdf>

「空間除菌」商品はなぜ売れるのか

：合理的な消費者／脆弱な消費者

弁護士 住田 浩史



1 「空間除菌」商品とそのイメージ

さて、Covid-19がらみの話題ばかりで、もううんざりかもしれないので恐縮なのですが…みなさんの会社や家には、「空間除菌」をうたう商品は、ありますか？

置き型の「クレベリン」や、高価なものとしては機械の「ジアイノ」が有名ですね。また、今ではあんまり見なくなりましたが、2020年頃には、首から下げる携帯型なども流行していました。

これらの商品について、みなさんは、どんなイメージをお持ちでしょうか。想像してみてください。部屋に充満するガス…「ぎゃあ」といって目を×マークにして死滅する空中のウイルスたち…ニコニコ楽しく快適に暮らす人間たち、こんなところでしょうか。

2 実際の効果

さて、実際はどうでしょうか。実は、これらの商品で、居住空間での空間除菌効果が証明されたものはひとつもありません。

置き型のものについては、国民生活センターは、すでに2010年に「二酸化塩素による部屋等の除菌をうたった商品は、さまざまな状況が考えられる生活空間で、どの程度の除菌効果があるのかは現状では分からない。」¹と指摘し、2014年には、置き型を含む17社に対して、景品表示法違反(優良誤認)に当たるとして、消費者庁から措置命令(行政処分)が出されています²。そして、クレベリンについては、さらに2022年4月15日にも根拠なく除菌効果をうたったとして措置命令が出されました³。

ジアイノはどうでしょうか。パンフレット⁴では「空気を洗う」というかなり微妙な表現をしています。放出した次亜塩素酸が壁等に附着して殺菌する、ということもうたっています。ただ、結局は実際の居住空間での除菌効果が示されたものではない、ということのようです(この「打消し表示」は極めて小さいです。大丈夫でしょうか。)

3 なぜ売れる／売れるのか

さて、客観的には「空間除菌」効果は証明されていないわけです。業者は、がんばって「狭い閉鎖空間なら効く」などと言うのですが、そもそも狭い部屋なら、こまめに換気したほうがいいですよ…。

では、なぜ、業者は、このような商品を売るのでしょか。それは、もちろん「売れる」からです。それでは、なぜ、売れるのでしょうか。

まず、「空間除菌」ということばの強力なイメージがあります。さっきみなさんに想像していただいたような。あとは、あの塩素の匂いですね。学校のプールに入れる塩素タブレットを思い出した人も多いでしょう。あとは「なんとなくやってくる感が出る」「気休め」「お守り」…いろいろあるかもしれません。

そうです。とにかく、「空間除菌」商品は、「なんとなく効きそう」なのです。消費者にこの感覚さえ抱かせられれば、もう勝ちです。ましてや、このCovid-19に対する不安感という強力な追い風があるわけです。

このように、知らない難しい話(客観的には空間除菌効果など証明されていない)よりも、知っている簡単な話(バルサンとかプールの消毒)をあてはめて判断することを、

ヒューリスティックな意思決定といいます。

近年、常にシステマティックな判断ができる「合理的な消費者」ではなく、このようなヒューリスティックな判断をしがちな消費者像を前提にして司法判断や立法施策がなされるべきである、といういわゆる「脆弱な⁵消費者」概念が提唱されていますが、「空間除菌」商品が何故売れるのか、というのは、まさに、格好の題材ではないか、と思います。

4 措置命令が出て…

さて、さきほど述べたように、クレベリンについて大幸薬品に措置命令が出ましたが、事態は変わるでしょうか。私は、悲観的です。

措置命令を受けて、大幸薬品は、これまで試験データなどを記載して除菌効果をうたっていたのをすべて削除して、「二酸化塩素分子のチカラ」⁶という広告内容に変えました。これについては、かの『キン肉マン』の名言を借りるならば、「ことばの意味は分からんが、とにかくすごい自信だ」、としかいいようがありません。システマティックを捨てて、ヒューリスティックに全振りしてきたな、という、自らの顧客層とその特性を熟知している、さすがのひとことです。この広告に対して、うーん、その「チカラ」とは具体的になんのことですか?というツッコミをいれられる人は多くはないでしょう。

市場に委ねては、事態は変わらないのです。

5 (告知)きょうの消費者ニュース

余談ですが、2年前くらいから、こんな感じの、消費者法についてのゆるいニュース解説記事をブログ形式で書いています。なかなかひんぱんには記事が更新できないのですが、興味のある方は、ぜひ、ご覧になってください(スマホでも読めますよ)。

クレベリンの措置命令の件についても、本稿よりもうすこし詳しく説明しています⁷。



<https://sumidahiroshi.jp/>

1 国民生活センター(webarchive)

https://web.archive.org/web/20200317114945/https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101111_1.html

2 消費者庁(webarchive)

https://web.archive.org/web/20200302072719/https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/140709premiums_1.pdf

3 消費者庁

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028385/>

4 パナソニック株式会社

<https://panasonic.jp/catalog/ctlg/ziaino/ziaino.pdf>

5 vulnerableの訳語として通常あてられています、個人的には誤訳に近いのではないかと思います。「消費者は常に弱者だ」という趣旨ではなく、ある状況下ではある攻撃には弱い、という性質をみんな多かれ少なかれもっていますよ、ということ。

6 大幸薬品株式会社

https://www.seirogan.co.jp/cleverin/cleverin/products/cleverin_gel.html

7 住田浩史 <https://sumidahiroshi.jp/2022/05/08/covid-19-disinfection4/>

弾劾裁判傍聴記

弁護士 谷山 智光



本年3月2日に裁判官弾劾裁判を傍聴してきました。

みなさんは、「裁判官弾劾裁判」をご存知でしょうか。裁判官を罷免する(辞めさせる)かどうかを審理する裁判です。日本国憲法(以下「憲法」といいます。)は、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。」と定めています(78条)。この規定に基づく裁判です。大日本帝国憲法時代には、このような制度はありませんでした。

裁判官弾劾裁判は、京都地方裁判所などの通常の民事裁判や刑事裁判を扱う裁判所で開かれるものではありません。この点も憲法に定めがあり、「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。」としています(64条1項)。この規定に基づき、裁判官弾劾裁判所という専用の裁判所が設けられ、衆議院と参議院から7名ずつ合計14名の国会議員が裁判員になっています。

裁判官弾劾裁判は、裁判官訴追委員会が、その裁判官に罷免事由があり、訴追の必要があると判断して、訴追をした場合に開かれます。罷免事由は、2つ定められており、1つ目は、職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき、2つ目は、その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときです(裁判官弾劾法2条)。なお、訴追期間が定められており、罷免事由があった後3年を経過すれば訴追はできません(同法12条)。裁判官訴追委員会は、刑事裁判における検察官のようなものですが、訴追委員も国会議員の中から選ばれます。

このような裁判官弾劾裁判ですが、これまでに、私が傍聴した事件を含めても10件しか開かれていません。憲法上特別な裁判であるとともに、非常に珍しい裁判と言えます。特に今回の裁判は、罷免事由があるかが正面から争われる裁判であり、大きな注目を集めています。

傍聴券は、事前申込制でした。報道によると、19の一般傍聴席に対して、約250人の申し込みがあったとのこと。憲法の分野で歴史に残るであろう裁判であり、裁判官弾劾裁判がどのように審理されるのかにも興味があったため、私も申し込みをしたところ、当选通知が届き、傍聴できることになりました。

裁判当日、国会議事堂に隣接する裁判官弾劾裁判所に

向かいました。所持品検査と入念なボディーチェックを受けた後、法廷に入りました。

傍聴席から向かって右側に訴追委員5名が着席し、左側に弁護士9名が着席したあと、訴追された裁判官(手続上は「被訴追者」と呼ばれます。)が入廷しました。その後、正面に14名の裁判員が横一列に着席しました。上記のとおり、裁判員と訴追委員は国会議員ですが、弁護人は国会議員ではなく、被訴追者から選任された弁護士です。

裁判長が、開廷を宣言した後、被訴追者に対し、名前、本籍、住所、生年月日等の質問(人定質問)がなされました。

次に、訴追委員長による訴追状朗読がありました。今回は、被訴追者のTwitterやFacebookへの投稿等が、とある刑事事件の被害者遺族の感情を傷つけたり、とある民事事件の訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめたりしたとして、これが「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」にあたるというものでした。

そして、裁判長から被訴追者に対して黙秘権の告知がなされた後、訴追状に対する認否が確認されました。この点、弁護人は、今回の投稿等は、主観的にも客観的にも、感情を傷つけたり、社会的評価をおとしめたりするものではなく、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」には該当しないと主張されました。そのほか、訴追期間も過ぎているという主張もされました。

第1回期日は以上で終了となり、次回期日はおって指定となりました。このように、裁判官弾劾裁判は、基本的には、刑事裁判と同じような進行でした。今後は、訴追委員会請求の証拠の取り調べや、弁護人の立証、被訴追者に対する質問などが行われるものと思われます。

罷免事由該当性や訴追期間については、裁判官や弁護士などの法曹からしても判断が分かれうる問題であり、国会議員である裁判員にとって難しい裁判になると思われます。

今後、どのような立証が行われるのか、そして裁判員がどのような判断をするのか要注目です。



「紅の豚」の魅力

弁護士 志部 淳之介



新型コロナウイルスの影響で、自宅で過ごす時間が増えました。録画していたスタジオジブリの作品をみる機会があったので、少しご紹介します。「天空の城ラピュタ」、「風の谷のナウシカ」、「もののけ姫」、「千と千尋の神隠し」等、魅力的な作品は多くありますが、私が一番好きなのは「紅の豚」です。

「紅の豚」は、1992年に公開された長編アニメ映画です。ファシスト政権が統治する第二次世界大戦前のイタリアが舞台です。深紅の飛行艇サボイアのパイロット、ポルコ・ロッソは、かつてイタリア空軍のエースでしたが、退役してアドリア海の無人島で賞金稼ぎとして暮らしています。ある時、飛行艇のエンジン不調で修理に向かう途中、空賊に雇われたアメリカ人パイロット、カーチスと遭遇し、撃墜されてしまいます。修理を終えて帰還を果たしたポルコでしたが、アジトは空賊に占拠されていました。飛行艇が壊されようとした時、設計を担当した17歳の少女フィオが体を張って止めます。物語は、カーチスとの一対一の最終決戦へと展開していきます。

ポルコは見た目通り、豚です。なぜ豚なのかは不明ですが、恰好良い豚です。なぜ恰好良いのか、この作品の魅力について考えてみました。

1 豚は殺しはやらねえ

ポルコはかつて空軍のエースパイロットでしたが、地位も名誉も捨て、時の政権から距離をとり、悠々自適な賞金稼ぎ生活を選びます。飛行艇を操縦しますが、ターゲットの空賊を殺すことはありません。このポリシーは空賊にも知れ渡っていて、マンマユート団のボスは「豚は殺しはやらねえんだ」というセリフを口にします。ポルコは、「捻りこみ」という空戦技術により、アドリア海のエースパイロットになりました。カーチスとの最終戦でも、この技で有利を取りますが、決定的な場面で射撃をしません。相手を殺す恐れがあるため取って避けたのです。

2 魅力的なヒロイン、活躍する女性達

ポルコには幼馴染がいます。マダム・ジーナと呼ばれる女性で、三度飛行艇乗りと結婚し全員と死別しています。彼女だけが、ポルコのことをマルコという本名で呼びます。この辺りの設定が良いですね。二人の関係の深

さが伺えます。ジーナは、ホテルの私庭にポルコが訪ねてくれば、彼を愛そうと決めていました。

もう一人のヒロイン、フィオ・ピッコロは17歳の少女ですが、ポルコの飛行艇の設計を一人で担当する凄腕です。祖父からポルコの英雄譚を聞き彼に惹かれます。嵐の海に降りて敵兵の命を助けた話が好きだと後に告白します。

魅力的な女性が、ポルコに想いを寄せています。彼をめぐる人間関係が作品の魅力を一層引き立てます。

3 試作戦闘飛行艇サボイア S.21

スタジオジブリの映画ですごいのは、戦闘機やメカのディテールです。ポルコの操縦する飛行艇は「サボイア S.21 試作戦闘飛行艇」といいます。名前の由来やエンジンの性能等、設定の話をする止まらないのでここでは省略します。作中では、この深紅の機体がアドリア海を縦横無尽に飛行します。見た目はもちろん、職人の手による木製の機体というこだわりも魅力的です。

余談ですが、サボイアのプラモデルを販売したファインモールド社は、老舗のメーカーです。徹底的にディテールに拘り、実際に飛行が可能な造形を



追求したと言われてます。私も購入したのですが、制作する時間がないまま十年の月日が流れました。

4 音楽

久石譲氏が担当しています。要所で流れる「Porco e Bella」は美しいメロディーで郷愁を誘います。エンディングで流れる加藤登紀子氏の「時には昔の話を」も作品にマッチしています。加藤登紀子氏はマダム・ジーナ役で声優を担当しています。ジーナの歌声で流れるエンドロール、ぐっときますね。

色々書きましたが、作品の魅力は、登場人物達の誰にも縛られない自由さ、信念の強さ、友人や敵にさえ見える優しさ、人情にあるのだと思います。戦争を描きながら嫌悪感が無いのは、力との距離の置き方、人同士の繋がりが丁寧に描かれているからでしょう。もう一度、「紅の豚」を見たいと思いませんか？

朝ドラから時代劇へ

弁護士 増田 朋記



昨年の11月から今年の4月までの間、NHKの連続テレビ小説(いわゆる「朝ドラ」)で「カムカムエブリバディ」というドラマがやっていました。1925年から2025年までの母娘孫三代100年にわたる歴史を描いたもので、三人のヒロインがバトンタッチしていくという一風変わった作品ですが、なかなか面白かったです。

特に三代目(孫)のヒロインの「ひなた」編は京都が舞台となっており、鴨川や北野天満宮などの慣れ親しんだ風景が次々に映し出されていました。そして、太秦映画村です。幼い頃から時代劇のファンだったひなたは、映画村(作中では「条映」映画村)に就職することになり、時代劇ドラマ撮影の裏側を見ながら働くこととなります。

そこで、後に「ひなた」と恋仲となる五十嵐という役者見習いが、時代劇に関して、こんな台詞を言います。「毎回毎回同じような展開、同じセットで、同じ場所で、同じことが起きて、同じクライマックスを迎えて、大立ち回りで拍手喝采。それを速く、安く撮るから会社は儲かる。そういうカラクリなんだよ。」

五十嵐は時代劇役者になることを夢見て、家を飛び出して単身京都にやってきたような人物ですから、上記の台詞は時代劇を揶揄するようでありながら、実はむしろ時代劇を愛する気持ちの裏返しなのだと思いますが、時代劇を評する台詞としてはなかなか的を射ています。

実は、私も学生時代に時代劇の「暴れん坊将軍」にはまっていたことがあります。「暴れん坊将軍」は時代劇の中ではかなり有名な作品なので名前はご存じの方も多いと思いますが、マツケンサンバで有名な松平健が主演で、暴れん坊将軍こと江戸幕府八代将軍徳川吉宗が主役となるテレビ時代劇です。その内容は、吉宗が将軍の身分を隠して、旗本の三男坊、徳田新之助と名乗って江戸の町民と交流し、世にはびこる悪を見つけては成敗するという勧善懲悪ものとなっています。そして、ここに五十嵐の指摘した「毎回毎回同じような展開」というものが出てきます。すなわち、「暴れん坊将軍」では、①悪代官や悪徳商人の不正を吉宗が発見する(この過程で吉宗と親しくなった善良な武士や町娘がひどい目にあわされる)、②悪代官らが屋敷で喜んでいるところに吉宗が

乗り込み、「余の顔を見忘れたか」と告げて正体を明かす、③一旦は平伏したものの斬りかかってくる悪人集団を吉宗とその配下の忍者で成敗する、というストーリーの流れが、ほぼ毎回同じように繰り返されるのです。

このような展開のパターン化は「暴れん坊将軍」だけではなく、他の有名なテレビ時代劇、例えば「水戸黄門」や「遠山の金さん」などにも見られるもので、テレビ時代劇の一つの特色といってよいかも知れません。ただ、このようなパターン化が五十嵐の台詞に見られるような「手抜き」の結果かということ、そうとはいえないと思います。

むしろ、このような枠組みの中で、視聴者を飽きさせることなく、次々に新しい話を撮影していくというのは、かなり高等な技術がいるのではないのでしょうか。単なるパターン化というよりは、一つの様式美というべきものであり、そこにこそ視聴者をハマらせる魅力があるといえるでしょう。

そうして一度ハマってしまえば、様式美の中に散りばめられた細かな工夫にも気付くようになります。「暴れん坊将軍」の決め台詞、「余の顔を見忘れたか」が出ると、大抵の悪人は「…う、上様」と驚いて平伏した後に「上様がこのような所に来られるはずがない」という逆將軍であることを否定して斬りかかってくるのですが、話によっては「上様とて構わぬ」と正面から將軍に反逆する悪人もいます。決められたパターンからほんのわずかに逸脱することで、その悪人の地位や性格を際立たせる手法となっています。また、吉宗は実は自ら殺生はせず、悪人を峰打ちで打ち倒し、「成敗」という一声のもと、部下の忍者が將軍に代わって黒幕を斬り伏せるというのが基本パターンなのですが、こちらも話によっては吉宗自らが斬り伏せるケースがあります。そうしたケースでは吉宗の親しい人がその悪人によって殺されるなどしており、吉宗の激しい怒りが表現されているわけです。

観光客の減る中にもかかわらず、朝ドラの影響で、太秦映画村には長蛇の列ができるほどの賑わいが戻ったようです。願わくは時代劇にも朝ドラをきっかけに新たな光が射して往年の人気を取り戻してもらいたいと思います。

副業をきっかけとした詐欺被害

弁護士 三角 真理子



最近、テレビやSNS等で副業に関する話題を目にすることが増えていくと実感します。副業へのハードルが下がり、多くの人が始めているものという印象です。しかし、副業を探る中で、詐欺などの被害に遭ってしまうケースが存在します。本稿では、副業を探る人をターゲットにした詐欺被害についてご紹介します。

副業を探る人をターゲットにした詐欺というのは、具体的にどのようなものなのでしょうか。例えば、SNSのおすすめ情報として、「副業で稼ぐ方法5選」などの画面が表示され、読み進めると業者のサイトやアプリに誘導されるというケースがあります。また、動画サイトで副業情報を見ていて、たまたま出てきた動画からサイトやアプリに誘導されるケースもあります。積極的に副業を探していなくても、SNSで見知らぬ人から友達申請が来て、その人のアカウントを見てみると、副業に成功して充実した日々を送っているという内容が書かれており、興味を持って申請を許可すると何らかの仕事を紹介されるというケースもあります。こうしたアカウントは、楽に確実に稼げることを宣伝しますが、実際には、言われたとおり副業を始めても、1円も収入を得ることができないことがほとんどです。

副業をするのになぜ被害が生じるのかということ、副業を始めるために業者が提供するサポートシステム等の購入を勧められ、そのサポートシステムを購入してしまう等、業者への支払いをしているためです。しかし、こうした業者が提供する商品は、サポートシステムといっても、実際には誰もが知っているようなことしか書かれておらず、支払った金額に見合わないものがほとんどです。

支払方法も様々です。銀行振込、クレジットカード決済、電子マネー、仮想通貨等、あらゆる方法が用いられます。銀行振込の場合、副業を紹介する会社であると名乗っているにもかかわらず、振込みの際には個人名の口座を指定されることもあります。

こうした業者は、次々と新しい方法を考えるため、詐欺的な副業を紹介するための広告等が、どのような切り口でスマートフォンの画面に出てくるかわかりません。きれいに整ったウェブサイトやアプリを用いて、いかにも本当らしい外観を備えていることもあるので、きちんとした副業であると信じて支払いをしてしまう危険があります。

アプリでやり取りをしている相手から、自分が支払っ

てしまったお金を取り返すにはどうしたら良いのでしょうか。

一番良いのは、そのままアプリ上で返金を求めて、相手が全額返金に応じるという流れです。しかし、多くの場合は、詐欺に遭ったかもしれない被害者が気付く頃には、相手はアカウントを消してしまっていたり、アカウントが残っていても返信すらありません。また、返信があったとしても、全額の返金を受けることは容易ではありません。

アプリで連絡が取れなくなった場合には、電話や郵便で返還を求める必要があります。しかし、アプリのアカウントを知っているのみでは、相手に関する情報がほとんどありません。時々、アカウントのプロフィール欄に電話番号が書いてあることがありますが、これも全くの虚偽情報であることがほとんどです。弁護士が介入した場合、弁護士会照会(23条照会)という制度により、相手の情報を調査することができますが、得られる情報には限りがあり、費用もかかります。

このように、一度支払ってしまったお金を取り戻すには、労力がかかる上、費用を費やさなければなりません。日々働いて得たお金が、一瞬で自分の手元から消えてしまうことを思うと、当然返金されるべきとも思えますが、一度支払ってしまったお金を取り返すことは簡単ではありません。

こうした被害は、副業から入る場合だけではなく、仮想通貨やFXで稼げることを語ってみたり、ロマンス詐欺であったり、入り方は様々です。しかし、架空の取引や商品に対してお金を払ってしまうという被害であることはどれも共通しています。

ところで、副業を始めるために必要であると言われ、業者への支払いをするために借金をしてしまう方もいます。返済が苦しくなり、一部だけでも早期に返金を受けたいということもあると思います。しかし、その前に、消費生活センターや弁護士に相談に行ってくださいと思います。

今回は、被害に遭う方が少しでも少なくなるようにと思い、副業をきっかけとした詐欺被害について取り上げました。詐欺被害が世の中に溢れていることを頭の片隅に置いておくだけでも、被害に遭う前に、わずかな不自然な点に気付くことができるのではないかと思います。

「君は一生のうち何回食事できるか 考えたことがあるか？」

客員弁護士 二本松 利忠



1 我が人生の師と仰ぐべき方は何人もいるが、その一人がフランス留学の際にお世話になったパリ軽罪裁判所（日本の地裁刑事部に相当する。）のP裁判長である。P裁判長は、私を裁判官席（法壇）に座らせてくれた上、当事者や傍聴人に「フランスの司法制度を勉強しに来た日本の裁判官である。」と私を紹介してくれた。そして、私の拙いフランス語の質問にも根気よく答えてくださるなど、勝手のわからない私にたいへん親切にしてくださいました。

2 そのP裁判長に裁判所近くのレストランで昼食をご馳走になったことがある。何がいかと尋ねられた私は、「あなたがお勧めするもので結構です。」と答えた。こちらは遠慮の気持ちもあってこう返答したのであるが、P裁判長は、私の返事が好い加減と思われたのであろう、「君は一生のうち何回食事できるか考えたことがあるか？」と尋ねられた。私が「考えたこともない。」と答えると、P裁判長は、毎回の食事で、「何を食べたか。おいしかったか。」「誰と食べたか。どのような話をしたか。」「楽しかったか。」…「このようなことを繰り返していくこと、それが人生“C'est la vie.”ではないのか。」と言われた。それまでは、おいしいものに当たるとうれしくなるにしても、ことさら美食を求めることもなく、食べ物にはあまりこだわりはなかったし、むしろ食に時間を費やすのは愚の骨頂のように考えていた。しかし、P裁判長の真意は、何も一生の間に食事がとれる回数は限られているから、できる限り食の快楽を追求すべきであるというものではなかった。エピキュリアン（快樂主義者、美食家）としての言ではなく、フランス版の「一期一会」を教えるものであった。食事を含め、日常のものごとの一つ一つがすべて一回きりのものである。何にでも二度と同じ機会はない。日々のすべてのことにこうした新鮮さと一回だけの大切さを実感して過ごすこと、それが充実した人生を送ることになる。そう思えば、おのずから気の入れようも変わってこようというものである。

P裁判長に言われたことで、私は1回1回の食をそれまでより大切に考えるようになった。現実には、パソコンの画面をにらみながらパンをかじるといった貧相な昼食も少なくなかったが（それも人生である。）、その後、

食の快楽に目覚めた。今ではたいへんな食いしん坊であり、うまいものには目がないし、料理やジャム作りに精を出し、何よりも友人・知人と親しく食事することが大好きになった（体型の変化と体重の大幅な増加という代償を伴っているが）。

3 P裁判長が私の返答を好い加減と思われた理由は、食に対する考え方・人生に対する考え方の違いだけにあったのではない。私の「遠慮」が通じなかったのである。日本流の暗黙の了解に慣れ親しんだ私の、相手が慮って選んでくれるという甘えないしは相手に対する想像力の欠如という結果でもあった。フランスでは、異なる人種・宗教・言語・社会的属性を有する様々な人々が暮らしている。異なった歴史・文化を背負い、異なった言葉を話す人たちの間の意思疎通はむずかしい。相手の忖度を期待した曖昧・婉曲な言い回しは理解されないか、しばしば誤解を招くことになる。意見だけでなく、希望でも好みでも、言われなければわからないことが普通である社会である。これが、自己主張的な、明確な言い方を求める理由となっている。フランスでは、小学校卒業までの教育の第一の目標は、人前で自分の意見をはっきり言うようにすることにあるとのことであるが、これはこうしたことが背景となっている。一方、日本の事情はフランスと対照的である。日本人同士であれば、言葉が通じることはもちろん、面倒なことは言わなくても言葉の端々でこちらの意向も気持ちも相手に通じるという期待があり、P裁判長に対しても、私の身についた行動傾向がそのまま出たものと言える。P裁判長とのやり取りは、このことを気づかせてくれたものであるが、この行動傾向はなかなか修正できず、その後も同じような失敗を繰り返しては反省したものである。

P裁判長は、私の人生を豊かにし、コミュニケーションの在り方の問題に気づかせてくれた。我が人生の師と仰ぐゆえんである。

4 いつまでも終息しないコロナ禍のおかげで、子ども・孫たちを含め、親しい人たちとの会食の機会はめっきり減り、妻と二人だけの静かな食事という日が続いている。私に許される食事の回数も残り少なくなり、少々寂しい気もするが、これもまた“C'est la vie.”である。

井川ダムは今も秘境だった

…人生のスタート地を訪ねてみた

弁護士 野々山 宏



1 父の仕事と大井川鐵道

父が水力発電所の建設技師だったので、私は幼少期を、いくつかのダムの建築工事現場近くの社宅で過ごした。私が生まれた1955年当時、父は大井川の井川ダム建設に従事し、両親は静岡県安部郡井川村(当時)に住んでいた。井川村の社宅が私の人生のスタート地である。

井川ダムは、大井川の上流、南アルプスの麓の山峡に建設された高さ100メートルを超える日本初の中空重力式コンクリートダムである。ダム完成による人造湖(井川湖)によって、村の193戸の住居が水没した。私が当時住んでいた社宅も同じく水没している。

今年の春、この人生のスタート地を訪ねてみた。新幹線と東海道線でJR金谷駅まで行き、大井川鐵道本線に乗り換える。金谷駅から終点の千頭駅まで1時間10分、千頭駅で大井川鐵道井川線(南アルプスあぶとライン)に乗り換えてさらに1時間50分乗車し、井川駅ようやく着く。この井川線は、元は中部電力が井川ダムの資材運搬用鐵道として1954年に開通させている。両親の話では、資材のほか人も乗せたが、貨車に人を乗せるいわゆるトロッコ車両だったようである。当時私は持病があり、定期的に静岡市の病院へ検査に行かなくてはならず、何時間もかけてトロッコ車両で通った苦労話をよく母から聞かされた。当時は水道もない山奥の秘境で、毎朝出勤前に父が井戸から水を汲んで家に運んでいたようだ。



当時私は持病があり、定期的に静岡市の病院へ検査に行かなくてはならず、何時間もかけてトロッコ車両で通った苦労話をよく母から聞かされた。当時は水道もない山奥の秘境で、毎朝出勤前に父が井戸から水を汲んで家に運んでいたようだ。

2 井川駅まで

寝過ごしそうになって慌てて金谷駅を降りた。大井川鐵道本線は蒸気機関車で有名だが、残念ながら、運行は休止中だった。やってきた電車は昭和33年製造のレトロな旧南海電車車両だった。帰りは、昭和40年製造の旧近鉄電車車両で、親近感とともに、古い車両なので乗る側も大事に乗らなくてはと思わされる。車窓から見える大井川は、ダムが多くなったせいか、広い河原に比べて水量は少なかった。途中、井川村社宅の水没後に転居した家に最寄りの家山駅を経て、満開の桜と広がる川根茶の茶畑の中を通り、千頭駅に着いた。

千頭駅からの井川線は通路を挟んで1人掛けと2人掛けの席が並ぶ、小さなディーゼル車両となる。沿線は、本線とは全く異なり、大井川の狭い峡谷の中を走る。ゆっ

くりした速度なので吊り橋や溪谷の景色をじっくり堪能できる。乗客はほとんど観光客で、若者が結構多い。多くの乗客は、最近全国的に秘境駅として有名になった奥大井湖上駅で降りた。ここから先の乗客は、乗り鉄、撮り鉄などの鐵道マニアがほとんどと思われた。その証拠に、終点の井川駅では、そこまで乗った10人足らずの乗客で、駅施設の外まで足を運んだのは私一人で、あとは30分後に出発する折り返し列車まで駅施設にとどまり、写真などを撮っていた。



3 井川ダム

井川ダムまでは井川駅から徒歩5分である。夏には釣りやキャンプで賑わうというが、この日はダム周辺には誰もおらず、少し黒ずんだ迫力のあるダムと深く青い湖面が、南アルプスの山々の中に静かにたたずんでいた。父が、「山が動いて(崩れて)苦労した」と言っていた東側の山の斜面はしっかりとコンクリートで固められていた。60数年前には、父を始め多くの労働者が働き、命を落とした方もいると聞いていたが、本当に静かだった。井川ダムは今でも秘境である。

このダムが、1960年代、70年代の高度經濟成長期の名古屋方面の電力需要を支えたそうだ。父の仕事の成果を目の前にして、水力発電所建設に生涯をかけた父の人生を実感することができた。家にいるときは、よく酒に酔っていた父であるが、大いに見直した。

目の前の青色に染まっている井川湖の下には、私が最初に住んだ家が沈んでいる。亡き両親の人生を思うとともに、ここからスタートしたこれまでの私の生き方を両親に報告し、これからもがんばるという新たな活力を得ることができた。

今後も、機会を見つけて、親が転勤族であった私や妻のかつて住んできた地を訪ねてみようと思う。それは私たちのルーツなだけでなく、両親の人生を実感できる場所でもある。これらの地を、子供たちにもぜひ見てもらいたいと思った旅であった。



ジョギングとストレス発散

弁護士 北村 幸裕



40歳を過ぎたあたりから、体力の衰えを少しずつ実感するようになっていた。いつまでも若いつもりでいたのだが、年々疲れがとれにくくなってきているし、体重も少しずつ増えていた。そのため、無理なく楽しんでできる運動をしたいなあと考えていた。

ストレスの多い仕事柄、ストレス発散の方法については色々と模索しており、これまで趣味の充実を図ってストレスの発散をしていた。しかし、趣味といっても、釣りやライブに行くなどはそうそう簡単にできず、日常的にできる良い発散方法を探していたところ、一定時間の有酸素運動は、一定量の精神安定剤を飲むのと同じくらいの効果があるという話を聞いた。あいまいな話であって真偽は定かではないが、ジョギングであれば、体一つでできるし、お金もかからないので取り組みやすいと考えて、ジョギングを始めることにしたのである。

ジョギングといっても色々と方法があると思うが、私が取り組んでいるのは、早朝の人が少ない時間帯、できれば午前5時とか6時ころから、好きな音楽を聴きながら、ゆっくりと走るというものである。フルマラソンを走るといった目的などは全くないし、走る時間を短縮したいということも考えていない。自分が楽しんでいるだけなので、無理な距離を走ることも、速く走ることも必要なく、ただただゆっくりとマイペースで走ることにしたのである。

ときおり我が子が一緒に走りたいと言ってくるが、丁重にお断りしている。わざわざ人の少ない早朝を走っているのは、周囲のランナーと、抜かしたり抜かされたりといったことを意識するのが嫌で、できるだけ走っている人が少ない時間帯を選んでいるからである。誰かと一緒に走れば、ペースを合わせたり、話をしたりしないといけなくなるが、我が子であっても、そんなストレス溢れることをしたくないため、あくまでも一人でのジョギングを貫いている。

とはいえ、本格的な運動は長らくしていなかったことから、初めは1km程度の短い距離を走ることから始

めた。そして、その距離に慣れたところで、走る距離を長くしていくことを繰り返していた。

今は、1回あたりだいたい45分から50分程度、距離にすると8km程度のジョギングを行っている。休みの日だけで、天気が悪いと走れないこともあることから、平均すると週1、2回程度である。もう少し長く走っても可能ではあるが、今のところ、自分にとってこのくらいの時間と距離が合っているようで、走った後も疲れてダウンすることなく、その後の時間を有意義に過ごせている。

ジョギングの結果、体重は減ることはないが増えることもなくなった。以前の免許証の写真と比べると、今の方が顔がすっきりしているようなので、多少なりとも体は締まってきたようである。また、体が疲れにくくなって集中力も高まってきたように思う。長時間の作業が以前よりも苦にならなくなった。更に、適度な運動によって免疫力がアップしたためだと思うが、体調を崩さなくなった。

そして、走る前には半信半疑であったが、走った後は、すっきり爽快な気持ちになっていて、本当にストレスが軽減していたのである。実はこう見えて、走る前とか走っている間に、なんだかんだと仕事に関する悩ましい問題を考えていることが多いのであるが、実際にひとつ走りしてみると、何ら解決案は生まれていないのに、何とかなりそうな軽い気持ちになっていて、しかも、その後しばらくの間、その問題で思い悩むことはなくなることが多い。有酸素運動恐るべしである。

コロナ禍によって、ここ2年間、外出が制限されていたが、この間することがなかったこともあって、ジョギングをする日数が増加した。これによって、体調の維持もできたし、コロナ禍でのストレスの軽減ができた。

無理のない範囲で、自分のペースで取り組んでいるのが、長く続けられているコツだと思う。今後も体を壊さないようにゆっくりと走っていききたい。

プロバイダ責任制限法の改正

弁護士 若竹 宏論



「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年4月21日に成立し、同月28日に公布されました。この法律は、一般にプロバイダ責任制限法と呼ばれており、インターネット上での情報の流通により権利を侵害されたとする者が、一定の要件を満たす場合に、当該情報を発信した者の発信者情報の開示請求をするためのルール等を定めています。今般、近年のインターネット上の情報流通の増加、インターネットを利用したサービスの多様化、権利侵害情報の流通増加といった情勢の変化が背景となり、被害者の救済及び発信者の権利利益の確保の双方の観点から新たな裁判手続等が創設されました。

1 改正前の発信者情報開示実務の状況と主な課題等

インターネット上の掲示板等で第三者を誹謗中傷する投稿が行われた場合、誹謗中傷された被害者が、その投稿者に対する損害賠償請求等を検討することがあります。そのとき、その投稿者が誰なのかが特定できなければ裁判を提起することはできません。そこで、被害者は、プロバイダ責任制限法に定められる一定の要件を満たすとして、発信者(投稿者)の情報の開示をサイト管理者等に請求することになります。

この開示請求は、従来、投稿が行われたSNSや掲示板等を運営するサイト管理者に対して発信者情報開示仮処分申立てを行いIPアドレスの開示を受ける第1段階、その後、SNSや掲示板等への投稿時の通信に利用されたプロバイダ(経由プロバイダ)に対し、そのIPアドレスを使用する発信者の氏名住所に関する開示請求訴訟を提起する第2段階を踏む流れが一般的でした(さらにその後に行われる損害賠償請求は第3段階ということになります)。従来制度の下では、発信者の氏名や住所が判明するまでに時間を要する等の問題がありました。また、SNSでは、ユーザーID等を入力してログインすることによって投稿が可能な状態になるものがあり、サイト管理者において、ログイン時のIPアドレスは保有しているものの、問題となる投稿をした際のIPアドレスは保有していないケースがありました。しかし、従来の制度は、投稿時のIPアドレスを前提にしていたという課題がありました。

2 改正の概要

上記のような従来の制度の問題点、課題を解決するため、改正法では、発信者情報開示命令、提供命令、消去禁止命令という裁判所による3つの命令という新たな裁判手続のほか、SNSサービス等にログインした際のIPアドレス等を開示対象にすることを念頭に置いた、特定発信者情報の開示請求権が創設されました。

(1) 新たな裁判手続

まず、発信者情報開示命令は、簡易迅速に発信者情報開示を実現するための決定手続(訴訟ではありません。)です。発信者の情報開示を求める被害者は、サイト管理者に対する発信者情報開示命令申立てを行い、この手続に付随して行う提供命令申立てを通じて経由プロバイダに関する情報を入手します(発信者情報開示命令の申立てに対する裁判所の決定前に入手できます)。そして、その情報を元に経由プロバイダに対して発信者情報開示命令申立て(併せて当該情報の消去禁止命令申立てができます。)をし、サイト管理者に対する発信者情報開示命令申立ての手続との併合審理を受けることで、当該手続との一体的な審理を受けることができます。さらに、経由プロバイダに対する申立ての事実をサイト管理者に通知すると、サイト管理者が、経由プロバイダに対して、発信者に関するIPアドレス等の情報を提供し、経由プロバイダにおいて、申立ての対象となっている発信者に関する情報の保有の有無を確認できるようになります。

このように、従来2ステップで進められていたものが、一体的に審理され、かつ、情報の受け渡しがスムーズになされることで、開示決定までの期間が短縮されるといわれています。なお、従来の手続きもこれまで通り行うことが可能です。

(2) 開示の範囲拡大

ログイン時のIPアドレス等を開示対象とすることを念頭に、「特定発信者情報」の開示請求権が創設されました。

特定発信者情報とは、要するに、ログイン又はログアウト等のために行った通信(侵害関連通信)に関する情報です。侵害情報を投稿した際の通信に関するものではなく、あくまで侵害情報の投稿に付随するものに過ぎないため、その開示要件が加重されています。

なお、この特定発信者情報は、発信者情報という概念に含まれるため、従来の発信者情報の開示請求権は、「特定発信者情報以外の発信者情報」の開示請求権として整理されています。

(3) その他の改正事項

以上のほか、投稿者に対する意見聴取事項の追加、発信者情報開示命令を受けたときの投稿者への通知義務等に関する改正も行われました。

(4) 施行日

本記事執筆日現在において施行日は未定ですが、施行日は、公布日から起算して1年6月を超えない範囲内とされているため、令和4年10月下旬頃までには施行されると思われます。

法律紹介 2

顧客等からの著しい迷惑行為 (いわゆるカスタマーハラスメント)について

弁護士 草地 邦晴



1 カスタマーハラスメント(以下「カスハラ」と略する。)対策マニュアル

2022年2月、厚生労働省は「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」¹を公表しました。調査によると、企業におけるハラスメント相談では、カスハラはパワハラ、セクハラに次いで件数が多く、しかも増加傾向にあることから、企業における対策の必要性和取組みについてまとめたものです。

共有されにくかったカスハラに対する考え方や取組みがまとめられており、対応に苦慮していた現場の者にとっては、行政によるマニュアルの公表自体、重要な意義を有するものと言えます。また、カスハラの実態と判断基準を提供したこと、不当・悪質クレームが企業や組織に多大な損失を与え、従業員や他の顧客にも悪影響を与える行為であると明確にしたこと、企業にカスハラ対策を行う責任があるとしたことなどは注目されます。以下簡単に紹介します。

2 カスハラの実態

カスハラとは「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」と定義されました。

手段・態様が社会通念上不相当な言動の例として、暴行・傷害、脅迫・侮辱・暴言、執拗に繰り返される言動、不退去・監禁、性的・差別的言動、個人攻撃などが、また具体例も多数挙げられています。犯罪を構成するものもあり、その場合該当性が比較的容易に判断できますが、元は正当な要求・クレームからエスカレートした場合や、正当なものの形を借りて為される場合も少なくなく、実際の判断は微妙なことも多いです。そのため、業種や業態、企業文化の違いなども踏まえて各企業で判断基準や判断の手順を定めることには意味があります。

3 対策の必要性

カスハラは、まずその対応を行う従業員に対して、パフォーマンス低下、健康不良、恐怖、苦痛による休退職

などの悪影響を与えます。結果、企業にも対応の時間浪費、業務上の支障や、経済的な損失を与えかねません。執拗なカスハラ事案では従業員の精神疾患を招くようなケースもあり、そうなる企業従業員に対する安全配慮義務違反も問題となりうる上、異動、弁護士への相談や依頼、他の顧客へのイメージ低下など、他方面に悪影響が及びかねず、回避するための対策が必要となります。

4 対策の枠組み

まず、事前準備として、①基本方針・基本姿勢の明確化と従業員への周知啓発、②従業員のための相談体制の整備、③カスハラ行為への対応方法、手順の整備、④従業員等への教育・研修などに整理されています。軽視されやすいのですが、まずは企業のトップが、不当な要求等に対して断固として対応し、従業員を守るという基本姿勢を示すことは重要です。

次に、カスハラへの初期対応や対策についても、具体的な留意点などが挙げられています。紙面の関係上詳細は挙げられませんが、一部を紹介すると、・主張にかかる内容を正確に把握すること、・時系列等で事実関係を客観的に整理し、監督者等と共有すること、・謝罪は対象を明確にした上で行うこと、・店頭での対応はせず、個室等で2人以上で対応すること、・その場しのぎの対応はせず、出来ないことははっきりと断り、過大な期待を抱かせないこと、・即答できないことは、後で確認した上で回答すること等、場面に分けて対応例を列挙されていて参考になります。

5 最後に

本来、顧客等からの要求・クレームは、品質の向上、業務の改善に役立ち、信頼の構築にも役立つ有用なものです。しかし、お客様を大事にしようという対応を逆手にとり、言いがかりをつけ、過剰な要求を行い、執拗な攻撃を行うといった悪質な事案も後を絶たず、対応が問題となっていました。取組みの参考として利用していただければと思います。

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>

改正個人情報保護法

弁護士 上里 美登利



2020年(令和2年)6月12日に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年法律第44号)による改正個人情報保護法が、2022年4月1日から全面施行されています。

今回の改正に至った背景事情としては、個人データを取り巻くリスクの変化、情報通信技術の一層の発展とそれに伴う様々なサービスの登場、経済社会活動のグローバル化に伴う越境移転の急速な増大などが挙げられています(「令和2年改正個人情報保護法について」令和4年3月個人情報保護委員会)。

本稿では、事業者にとって対応が必要な改正の主要ポイントを確認しておきたいと思います。

1 公表事項について

(1) 利用目的の特定

個人情報の利用目的はできる限り特定しなければならないと定められています(法17条1項)、プロフィールのような本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合の分析処理並びに利用目的の特定が必要であることなどがQ&Aで明確化されました(Q2-1)。

(2) 安全管理措置の公表

事業者は、公表等により支障を及ぼすおそれがあるものを除き、安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態(本人からの求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置かなければならなくなりました(法32条1項4号・施行令10条1号)。

2 利用停止・消去等、開示請求への対応について

(1) 本人による利用停止・消去等の請求について、目的外利用、不正取得の場合に加えて、利用の必要がなくなった場合、重大な漏洩等が生じた場合、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合(法35条5項)にも可能となりました。なお、事業者は法令が定める場合に、利用停止・消去等をせず、また代替措置による対応が可能とされています(法35条6項)。

(2) 保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになりました(法33条1項)。ただ、事業者において電磁的記録による開示が困難な場合に限って書面等による交付も認められるとされています(法33条2項)。

(3) 個人データの授受に関する第三者提供記録について、法令が定める場合を除いて本人が開示請求できるようになりました(法33条5項、同条1項2項3項)。なお、その前提として、事業者は、個人データを第三

者に提供したときは、規則の定めによりその記録を作成し、保管する必要があるとされています(法29条)。

(4) 6ヶ月以内に消去する短期保存データについても開示、利用停止等の対象となりました(法16条4項)。

(5) 氏名等を削除した「仮名加工情報」が創設され(法41条)、内部分析に限定するなどを条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務が緩和されています。

3 外国にある第三者への個人データの提供時の対応

外国にある第三者に個人データを提供できるのは、①本人の同意がある場合、②基準に適合する体制を整備した事業者に対して、③日本と同等の水準国に対して、④その他法令に基づく場合とされています(法28条1項)、①の場合、本人からの同意取得時に、移転先の所在国における個人情報の保護に関する制度や個人情報の保護のための措置等の情報を提供することや(法28条2項)、②の場合、移転先における適正な取扱いの実施状況等の定期的な確認や問題への対応等が義務付けられました(法28条3項)。

4 個人関連情報

「個人関連情報」は個人情報には該当せず(法2条7項)、例えば、Cookie等を通じて収集されたウェブサイトの閲覧履歴や、個人の商品購買履歴、位置情報などがこれに該当します。提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」を第三者提供する際は、提供元において、提供先における個人データとしての利用に関する本人同意が得られていること等の確認が義務付けられました(法31条)。同意を取得する主体は、提供先ですが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元が代行することも認められています(ガイドライン通則編3-7-2-2)。

5 漏洩等が発生した場合の対応について

漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合(例：要配慮個人情報の漏洩、財産的被害のおそれがある漏洩、不正アクセスによる漏洩、一定数以上の個人データの漏洩等)、また漏洩等のおそれがある場合、個人情報委員会への報告及び本人への通知が義務化されました(法26条)。

6 改正の内容は多岐にわたり、また例外規定等も存在するため、法令やガイドライン等を参照して対応を検討する必要があります。

公益通報者保護法改正

弁護士 永井 弘二



平成16年に制定され、平成18年から施行された公益通報者保護法は、企業等でのいわゆる内部告発による通報者への不利益扱いを禁止して通報者を保護するための法律です。詳細は御池ライブラリーNo.55(2022/4)で特集していますので、興味のある方は是非ご参照ください(当事務所HPに掲載しています)。

公益通報者保護法は令和2年の改正によりその保護が強化されました。大きく3点の改正となっています。1点目は事業者の体制を整備することにより不正の是正を促すこと、2点目は行政機関等への通報を行いやすくすること、3点目は通報者の保護の強化です。

1 事業者の体制整備

従業員300人以上を雇用する企業には、内部通報に対応するための必要な体制の整備等が義務づけられ、令和4年6月1日から施行されています。

具体的には、窓口の設置等の体制整備、調査・措置(公益通報対応業務)を行う部署及び責任者(公益通報対応業務従事者)を指定することとされました。当該窓口部署では、組織の長からの独立性の確保や、対応を行う際に事案に関係する者を排除すること(利益相反防止)が求められます。

公益通報対応業務従事者には公益通報に関する守秘義務が課され、その違反は刑事罰の対象となります。

従業員300人以下の企業ではこの体制整備は法的義務ではありませんが、努力義務とされています。従業員300人以下の企業でも公益通報対応業務従事者を指定した場合には守秘義務が課されます。

2 行政機関等への通報

従前の行政機関への通報の要件は、「通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」のみでしたが、これに加えて、「通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料し、通報者の氏名・住所等所定の事項を記載した書面を提出す

る場合」も行政通報できることとなりました。前者の要件が客観的な「相当の理由」が必要だったのに対し、新設の要件では、本人が「思料」すると共に、氏名等を明らかにすることで行政機関通報ができることとなっています。

さらに外部通報についても、通報事実が真実または真実であると信ずるに足りる相当の理由がある場合であって、且つ、「事業者が通報者を特定させる事項を正当な理由なく漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合」や「財産に対する回復困難または重大な損害が発生し、又はその急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合」にも、外部通報ができることされています。

3 保護の強化

保護対象となる通報者に元従業員、派遣労働者、役員が入りました。

また、従前は、通報対象事実は「一定の刑事罰の対象となる犯罪行為の事実」でしたが、これに「一定の過料(行政罰)の理由となる事実」も加えられました。これにより通報対象事実は広がることとなりました。

不利益取扱についても、従前の解雇等に加えて、労働者派遣契約の解除の無効、通報者に対する損害賠償請求の禁止、役員が解任された場合には事業者に対し損害賠償請求できることも明文の規定で入りました。

上記1の体制整備は300人以上の従業員を雇用する企業の義務ではありますが、こうした体制を整備することで、公益通報者保護を円滑に進めることができます。公益通報が必要な状況は企業にとって決して望ましいものではなく、これを放置することは、かえって企業を歪め成長の妨げになると考えられます。そうした意味で、義務ではなくとも、公益通報に関する体制を整備し、通報が必要な状況に至らないようにしていくことは、結果として企業の利益に結びつくものと思います。

— 事務所理念 —

1. 社会のフェアネスを実現すること
2. 専門性を高め事務所として総合的なサービスを提供すること
3. 常に時代を動かす気概をもち、普遍的であること

編集後記

今年も京都の暑い夏がやって参りましたが、いかがお過ごしでしょうか。

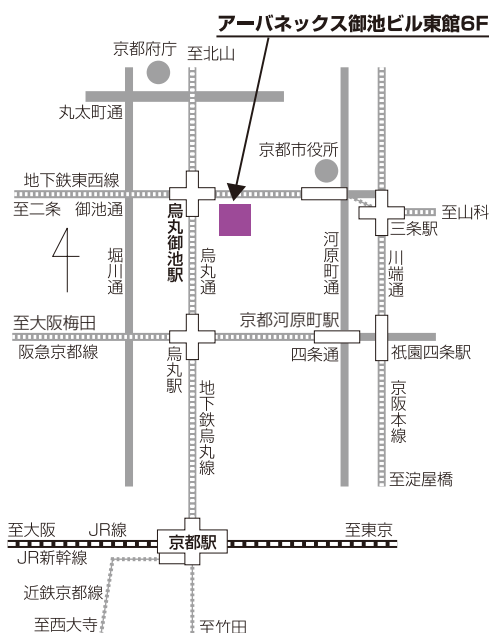
事務所報「燦」は、各弁護士が、通常業務から少し離れたテーマについて執筆しておりますが、面白い記事などありましたでしょうか。また、法律紹介のコーナーでは、近時の法改正のポイントなどをご案内し、皆さまのお役に立てていただくことを目的としております。

「燦」につきまして、皆様のご意見、ご感想をお寄せいた

だけますと幸いです。

なお、当事務所における新型コロナウイルス対策としては、皆様に安心して法律相談を受けていただくことができるよう、余裕をもった相談室の利用、アクリル板の設置やこまめな換気・消毒を行っております。また、適宜オンライン相談も実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN(太陽)にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。(創刊号巻頭言より)



御池総合法律事務所